

令和元年度決算 連結財務書類
注記

令和 2 年 9 月
横浜市

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
- ② 無形固定資産……………取得原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
本市では該当なし
- ② 満期保有目的有価証券以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））
本市では該当なし
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
本市では該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 15年～50年
 - 工作物 10年～75年
 - 物品 5年～10年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徵収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率に基づく徵収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末に自己都合により退職した場合に必要となる支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

6月支給の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑥ 未収金・長期延滞債権について

特殊案件の「産廃最終処分場行政代執行費（令和元年度 5,471 百万円）」、「東京電力ホールディングス株式会社賠償請求金（令和元年度 1,846 百万円）」は除いています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 100 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額が 100 万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第 7 章第 8 節によっています。

ただし、同通達においては、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合において、その金額が 60 万円に満たない場合は修繕費とすることとされていますが、金額が 100 万円未満であるときは、原則、修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更はありません。

(2) 表示方法の変更

変更はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 追加情報

(1) 連結対象団体

	団体名	団体分類
1	公立大学法人横浜市立大学	地方独立行政法人
2	横浜市住宅供給公社	地方公社
3	神奈川県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合
4	神奈川県内広域水道企業団	他の自治体と共同、または広域的に事務を行うために設立した団体
5	公益財団法人横浜市国際交流協会	
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	
7	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団	
8	公益財団法人横浜市体育協会	
9	公益財団法人よこはまユース	
10	公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会	
11	公益財団法人横浜市総合保健医療財団	
12	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	
13	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団	
14	公益財団法人横浜市緑の協会	
15	株式会社横浜スタジアム	
16	公益財団法人横浜市資源循環公社	
17	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団	
18	公益財団法人横浜企業経営支援財団	
19	公益財団法人横浜市消費者協会	
20	公益財団法人横浜市シルバー人材センター	
21	公益財団法人三溪園保勝会	
22	公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー	
23	株式会社横浜国際平和会議場	
24	株式会社横浜アーニャ	
25	株式会社横浜インポートマート	
26	横浜市信用保証協会	
27	横浜市場冷蔵株式会社	
28	横浜食肉市場株式会社	
29	株式会社横浜市食肉公社	
30	公益財団法人横浜市建築助成公社	
31	公益財団法人横浜市建築保全公社	
32	横浜シティ・エア・ターミナル株式会社	
33	横浜高速鉄道株式会社	
34	一般社団法人横浜みなとみらい21	
35	株式会社横浜シーサイドライン	
36	一般財団法人横浜市道路建設事業団	
37	株式会社横浜港国際流通センター	
38	横浜港埠頭株式会社	
39	横浜川崎国際港湾株式会社	
40	公益財団法人帆船日本丸記念財団	
41	横浜ベイサイドマリーナ株式会社	
42	横浜交通開発株式会社	
43	横浜ウォーター株式会社	
44	公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団	
45	公益財団法人よこはま学校食育財団	

第三セクター等

原則として本市の出資割合が25%以上の団体と、本市との人的・財政的な関係から指導・調整が必要な団体として本市が独自に定めた団体等

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産に関する情報

貸借対照表での有形固定資産の土地のうち、売却に向けた取組が可能と考えるものは、次のとおりです。

ア 面積及び価格

29,434.63 m²、14,940 百万円

イ 価格の算出方法

面積×固定資産税路線価（平成29年1月1日の価格時点）で算出